

新城マラソン印刷物広告取扱要領

(目的)

第1条 この要領は、新城マラソンのプログラム等への広告掲載に関し必要な事項を定めるものとする。

(広告媒体の種類、広告の規格等)

第2条 広告媒体の種類並びに広告の規格、枠数、掲載位置、掲載料（予定価格である場合を含む。以下同じ。）及びその他の条件等は、新城マラソン実行委員長（以下「委員長」という。）が別に定める。

(広告の募集方法)

第3条 広告掲載希望者の募集は、新城市公式サイト及び広報ほのか等の広報印刷物で公募することとする。

2 委員長は、公募を行うにあたって、広告主となり得る者及び広告会社に対し、広告掲載の案内をすることができるものとする。

(掲出可能な規制業種又は事業者)

第4条 次に定める業種又は事業者の広告は掲出しない。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）
- (2) 貸金業の規制等に関する法律（昭和58年法律第32号）に規定する貸金業
- (3) たばこに関する業種
- (4) ギャンブル（公営競技及び宝くじを除く。）に関する業種
- (5) 投機的商品に関する業種
- (6) 占い又は運勢判断に関する業種
- (7) 債権取立て、示談引受け等に関する業種
- (8) インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律（平成15年法律第83号）に規定するインターネット異性紹介事業を行う事業者
- (9) 法律の定めのない医療類似行為を行う事業者
- (10) 興信所、探偵事務所等を営む事業者
- (11) 民事再生法（平成11年法律第225号）及び会社更生法（平成14年法律第154号）による再生・更生手続中の事業者
- (12) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に規定する暴力団その他反社会的団体又はそれらに関連すると認めるに足りる相当の理由のある事業者
- (13) 各種法令に違反している事業者
- (14) その他市の資産を広告媒体とする広告に係る業種又は事業者として適当でないと認められるもの

(広告掲出基準)

第5条 次の各号に定めるものは、広告媒体には掲出しない。

- (1) 法令等に違反するもの、又は違反するおそれがあるもの
 - ア 法令等により製造、販売、提供等を行うことが禁止されている商品又はサービスを提供するもの
 - イ 法令等に基づく許可等を受けていない商品又はサービスを提供するもの
 - ウ 粗悪品等広告掲出が適当でないと認められる商品又はサービスの提供に係るもの
 - エ その他法令等に違反するおそれがあるもの

- (2) 公の秩序又は善良の風俗に反し、又は反するおそれのあるもの
- ア 暴力、とばく、覚せい剤等規制薬物の乱用、買春等の行為を推奨し、又は肯定し、若しくは美化したもの
 - イ 醜悪、残虐、猟奇的である等、公衆に不快感を与えるおそれがあるもの
 - ウ 性に関する表現で、露骨、わいせつなもの又は裸体を含むもの
 - エ 犯罪を誘発するもの、又はそのおそれがあるもの
 - オ その他社会的秩序を乱すおそれがあるもの
- (3) 基本的人権を侵害するもの又はそのおそれがあるもの
- ア 他人をひぼうし、中傷し、若しくは排斥し、他人の名誉・信用を損傷し、若しくは他人の業務を妨害するもの又はそのおそれがあるもの
 - イ 人種、性別、心身の障害等に関する差別的な表現その他不当な差別につながる表現等を含み、基本的人権を侵害するもの又はそのおそれがあるもの
 - ウ 第三者の氏名、写真、談話及び商標、著作権その他の財産権を無断で使用したもの若しくはプライバシー等を侵害するもの又はそのおそれがあるもの
 - エ その他基本的人権を侵害するおそれのあるもの
- (4) 政治性のあるもの又は宗教性のあるもの
- ア 政治団体による政治活動を目的とするもの又はそのおそれがあるもの（政党広告を含む）
 - イ 公の選挙若しくは投票の事前運動に該当するもの又はそのおそれがあるもの（選挙広告を含む）
 - ウ 宗教団体による布教推進等を目的とするもの又はそのおそれがあるもの
 - エ その他政治性のあるもの又は宗教性のあるもので広告掲出対象として適切でないもの
- (5) 迷信又は非科学的なもの
- 迷信又は非科学的なものに類するもので、利用者を惑わせたり、不安を与えたりするおそれがあるもの
- (6) 社会問題についての主義主張に当たるもの
- ア 個人又は団体の意見広告
 - イ 国内世論が大きく分かれているもの
 - ウ その他社会問題についての主義主張であって広告掲出対象として適切でないもの
- (7) 個人の氏名を広告するもの
- 個人の氏名を広告するもので、売名行為となるおそれがあるもの
- (8) 美観風致を害するおそれがあるもの
- ア 色又はデザイン等が景観と著しく違和感があるもの、意味が不明である等公衆に不快感を起こさせるもの
 - イ 地域のルール及び慣習によって形成されてきた景観や文化にそぐわないもの
 - ウ 自動車等運転者の誤解を招き、又は注意力を散漫にするおそれがある等、交通安全を阻害するおそれがあるもの
 - エ その他良好な景観の形成及び風致の維持を害するおそれがあるもの
- (9) 内容又は責任の所在が不明確なもの
- ア 代理店募集、副業、内職、会員募集等で、その目的、内容又は責任の所在が不明確なもの
 - イ 通信販売で、連絡先、商品名、内容、価格、送料、数量、引渡し、支払方法、返品条件等が不明確なもの

- ウ 通信教育、講習会、塾、学校その他これらに類する名称を用いたもので、その実体、内容、施設が不明確なもの
- エ 外国に本校又は本部のある学校の日本校等で、学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく学校ではないにもかかわらず、その旨表示されていないもの
- オ その他内容又は責任の所在が不明確なもので広告掲出対象として適切でないもの
- (10) 消費者被害の未然予防及び拡大防止の観点から適切でないもの
 - ア 誇大な表現及び根拠のない表示や誤認を招くような表現を含むもの
例：「世界一」、「一番安い」、「当社だけ」等（掲出に関しては、根拠となる資料を要する）
 - イ 投機心又は射幸心を著しくあおる表示又は表現を含むもの
例：「今が最後のチャンス（今、購入しないと次はないという意味）」等
 - ウ 社会的に認められていない許認可、保証、賞又は資格等を使用して権威付けようとするもの
 - エ 虚偽の内容を表示するもの
 - オ 法令等に違反する業種、商法及び商品
 - カ 国家資格等に基づかない者が行う療法等
 - キ 責任の所在が明確でないもの
 - ク 広告の内容が明確でないもの
 - ケ 国、地方公共団体、その他公共の機関が、広告主又はその商品やサービスなどを推奨、保証、指定等をしているかのような表現のもの
 - コ 投資信託等の広告で、元本等が保証されているかのように誤認させる表現のもの
 - サ 自己の供給する商品等について、これと競争関係にある特定の商品等を比較対象商品等として明示し、又は暗示するもの
 - シ 商品等の内容又は取引条件を比較するもので、二重価格表示があるもの及び第三者が推奨し、又は保証する記述があるもの
 - ス 他人名義の広告
 - セ その他消費者を誤認させるおそれがある表示又は表現（編集記事とまぎらわしい体裁・表現で、広告であることが不明確なものを含む）を含むもの
- (11) 青少年保護及び健全育成の観点から適切でないもの
 - ア 水着姿及び裸体姿等で広告内容に無関係で必然性のないもの。ただし、出品作品の一例又は広告内容に関連する等、表示する必然性がある場合は、その都度適否を検討するものとする。
 - イ 暴力や犯罪を肯定し、又は助長するような表現
 - ウ 残酷な描写など、善良な風俗に反するような表現
 - エ 暴力又はわいせつ性を連想・想起させるもの
 - オ ギャンブル（公営競技及び宝くじを除く。）等を肯定するもの
 - カ 青少年の人体・精神・教育に有害なもの
 - キ その他青少年保護及び健全育成の観点から適切でないもの
- (12) その他掲出不可とするもの
 - ア 品位を損なう表現のもの
 - イ 詐欺的なもの又はいわゆる不良商法とみなされるもの
 - ウ 私設私書箱及び電話代行サービス等に関するもの
 - エ 債権取立て、示談引受け等に関するもの
 - オ 占い、運勢判断等に関するもの

- カ 通貨及び郵便切手を複写したもの
- キ 謝罪、釈明等に関するもの
- ク 尋ね人、養子縁組等に関するもの
- ケ 暴力団又は暴力団の構成員を賞揚し、若しくは鼓舞し、又は暴力団排除活動に異論を唱える内容を含むもの
- コ 著作権、肖像権の侵害にあたるもの
- サ あたかも本市が推奨しているような表現のもの
- シ その他、市の広告事業の円滑な運営に支障をきたすもの

(広告掲載の申込み)

第6条 プログラム等への広告掲載希望者は、新城マラソン印刷物広告掲載申込書(様式第1)により、郵送、FAX又はEメールで委員長が指定する期間内に申し込むものとする。

(広告掲出の決定)

第7条 委員長は第4条の規定に基づき、広告掲載の可否を決定する。

- 2 委員長は、広告掲載の可否を決定したときは、その結果並びに掲載内容について条件を付して、広告掲載希望者に新城マラソン大会広告掲載決定通知書(様式第2)を送付する。
- 3 委員長は、広告掲載希望者の数が募集枠数を超えたときは、次の順位により決定する。
 - (1) 公共的性格のある私企業または自営業で、市内に事業所等を有するもの
 - (2) 前号に規定するもの以外の私企業または自営業で、市内に事業所等を有するもの
 - (3) その他私企業または自営業等
- 4 前項の規定によっても、広告掲載希望者の数が募集枠数を超えるときは、抽選により決定する。ただし、別に定めた方法により選定する場合はこの限りでない。

(広告掲載料の納付)

第8条 前条第2項の通知を受けた者(以下、広告主)という)は、広告掲載料を委員長の指定する期日までに、一括前納するものとする。ただし、特別の理由があると認められるときは、この限りでない。

(広告原稿の作成及び提出)

第9条 広告主は、広告原稿を委員長が指定する期日までに、指定する場所に提出するものとする。

- 2 広告原稿は、広告主の責任及び負担で作成するものとする。

(広告内容、デザイン等の審査及び協議)

第10条 広告の内容及びデザイン等については、印刷物の信用性及び信頼性等を損なうことのないよう、委員長が審査を行うとともに、広告主と新城マラソン大会実行委員会が必ず協議することとする。

(広告内容等の変更)

第11条 委員長は、広告の内容、デザイン等が各種法令に違反している、あるいはそのおそれがある、又は、この要領等に抵触していると判断したときは、広告主に対して広告の内容等の変更を求めることができる。

(広告掲出の取り消し)

第12条 委員長は、次の各号に該当する場合には、広告主への催告その他何らかの手続きを要することなく、広告の掲載を取り消すことができる。

- (1) 指定する期日までに広告掲載料の納付がないとき
- (2) 指定する期日までに広告原稿の提出がないとき

- (3) 前条の規定による広告内容の変更を広告主が行わないとき
- (4) 広告主、広告の内容等が、各種法令に違反している、あるいはそのおそれがあるとき、又はこの要領等に抵触するものであるときで、前条の規定によって解消できないとき
- (5) その他、プログラム等への広告掲載が適切でないと委員長が判断したとき

(広告掲載枠)

第13条 広告掲載料ごとの掲載枠及び特典は別表のとおりとする。

(広告掲載料の返還)

第14条 広告主の責に帰さない理由により、広告の掲載を取り消したときは、納付済みの広告掲載料を返還する。

2 前項の規定により返還する広告掲載料は、納付済額の総額とする。

3 第1項の規定により還付する広告掲載料には利子を付さない。

4 広告掲載料の還付を受けようとする者は、広告掲載料還付請求書（様式第3）を委員長に提出しなければならない。

(適用除外)

第15条 広告業務の取扱いを希望する者との契約により広告掲載を行う場合においては、第3条から第7条までの規定は適用しない。

(広告主の責務)

第16条 広告主は、広告の内容等、掲出された広告に関する一切の責任を負うものとする。

2 広告主は、広告の内容等が第三者の権利を侵害するものでないこと及び広告の内容等に関する財産権のすべてにつき権利処理が完了していることを、委員長に対して保証するものとする。

3 第三者から、広告に関連して損害を被ったという請求がなされた場合は、広告主の責任及び負担において解決することとする。

(疑義等の決定)

第17条 この要領に疑義があるとき、又はこの要領に定めのない事項については、別途協議の上定めるものとする。

附則 この要領は、平成27年6月11日から施行する。

附則 この要領は、平成30年7月16日から施行する。

附則 この要領は、令和元年7月5日から施行する。

附則 この要領は、令和3年4月1日から施行する。

附則 この要領は、令和6年6月1日から施行する。

別表

広告掲載料	プログラム掲載枠	特典
最高額	プログラム背表紙 カラー印刷	(1)募集要項、ポスター、プログラム(背表紙)に企業名掲載 (2)委員長が許可する場内への企業宣伝用のぼり旗・幕等設置 (3)折返し地点パイロンに企業名掲示 (4)メインステージに企業名掲示 (5)ナンバーカードに企業名掲載 (6)委員長が許可する場内への出店ブースの設営
10万円～	1ページ カラー印刷	(1)募集要項、ポスター、プログラムに企業名掲載 (2)委員長が許可する場内への企業宣伝用のぼり旗・幕等設置 (3)折返し地点パイロンに企業名掲示 (4)メインステージに企業名掲示 (5)ナンバーカードに企業名掲載 (6)委員長が許可する場内への出店ブースの設営
5万円	1ページ モノクロ印刷	(1)募集要項、ポスター、プログラムに企業名掲載 (2)委員長が許可する場内への企業宣伝用のぼり旗・幕等設置 (3)折返し地点パイロンに企業名掲示 (4)委員長が許可する場内への出店ブースの設営
3万円	1/2ページ モノクロ印刷	(1)募集要項、ポスター、プログラムに企業名掲載 (2)委員長が許可する場内への企業宣伝用のぼり旗・幕等設置 (3)委員長が許可する場内への出店ブースの設営
1万円	1/4ページ モノクロ印刷	(1)募集要項、ポスター、プログラムに企業名掲載 (2)委員長が許可する場内への企業宣伝用のぼり旗・幕等設置 (3)委員長が許可する場内への出店ブースの設営

注1 広告掲載料最高額の企業等が複数ある場合、「最高額」のプログラム掲載枠及び特典は適用しないこととする。

注2 出店等に関する事項については、別に定めることとする。

広告掲載申込書

新城マラソン大会実行委員長

新城マラソン印刷物広告取扱要領を遵守し、新城マラソンプログラム等への広告掲載を以下のとおり申し込みます。

広告掲載希望者	所在地	〒
	ふりがな 名称	
	ふりがな 代表者氏名	
	ふりがな 担当者氏名	
	連絡先	TEL FAX E-mail
広告の内容	広告原稿が既にある場合は、添付してください。	
希望広告 (いずれかに○を 記入してください)	<ul style="list-style-type: none"> ・全枠 (1 ページ) + 特典 (広告掲載料 10 万円以上) 金額： _____ 円 ・全枠 (1 ページ) + 特典 (広告掲載料 5 万円) ・1 / 2 ページ + 特典 (広告掲載料 3 万円) ・1 / 4 ページ + 特典 (広告掲載料 1 万円) ※特典の内容については新城マラソン印刷物広告取扱要領別表をご確認ください。	
備考		

様式第2（第7条関係）

様

新城マラソン大会広告掲載決定通知書

このことについて 年 月 日付け申込いただきました広告掲載申込書について、新城マラソン印刷物広告取扱要領に基づき審査を行い、下記のとおり決定しましたので通知します。

年 月 日

新城マラソン大会実行委員会

委員長

記

広告掲載可否	可 ・ 否
掲載内容	
掲載条件	
掲載スペース	
掲載原稿提出期限	年 月 日
広告掲載料	金 円
広告掲載料等納入期限	年 月 日
その他	

広告掲載料還付請求書

新城マラソン大会実行委員長

住 所

名 称

代表者氏名

印

下記のとおり広告掲載料還付を請求します。

記

1. 請求金額

2. 還付の事由

3. 広告掲載料納入日 : 年 月 日

4. 備考